

All Japan Educational Model United Nations



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.3

Agenda item:国際刑事裁判所(Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 8 日

Sponsor: Burkina Faso, Canada, Chad, Estonia, Japan, Malawi, Mali, New Zealand, Nigeria, Portugal, Republic of Korea, South Africa, Switzerland, United Kingdom

第 25 回ローマ規程締約国会議は、ICC の実効性・独立性が揺らいでいる現状を留意し、発展途上国において法律の専門家不足や資金不足によって法制度が整っていない現状に遺憾に思いながら言及し、

1. 締約国内の法整備が整っている国が ICC の補完性の原則を重視し各国の国内法制度を整備するため発展途上国を支援することを奨励する：
 - a. 発展途上国から国内法が整っている国への留学生を受け入れ、
 - b. 先進国で国内法整備のための研修を実施、
 - c. ICT 技術を他国に伝授。